

「北本市住宅等リフォーム工事」 の補助金交付制度

既存住宅の長期利用を促進し、将来的な空家数の削減を目的として、市内業者を利用してリフォーム工事を行う方に、予算の範囲内でその経費の一部を補助いたします。

1 補助金額

補助対象経費（税抜）の5%

※限度額10万円

※別居している親世帯・子世帯の同居する場合、限度額15万円



2 補助対象住宅

市内に存する築10年以上経過した、登記が完了している、個人が所有する、建築基準法等に違反していない住宅で、次のいずれかに該当するもの

- (1) 一戸建て住宅
- (2) 併用住宅（居住部分のみ対象）
- (3) 分譲マンション（専有部分のみ対象）

※ アパート、併用住宅の賃貸住宅部分は対象外です。



3 補助対象者

申請時点で北本市に住民票があり、市税等を滞納していない、対象となる住宅に現に住んでいる人

※補助対象住宅の所有者以外の人は、所有者から工事をするための同意が必要です

4 補助対象工事

着工前の、補助対象経費が20万円（税抜）以上の市内に本社を有する業者等が施工するリフォーム工事で、次のいずれかの工事

ただし、当該年度内に完了報告書を提出できる工事に限ります。

- (1) 居住の用に供する部分のリフォーム工事で市長が認める工事
- (2) 補助対象住宅を、高齢者等の憩いの場・子ども食堂等にもリフォームする工事

【補助対象外工事の一例】：残存物の処分費用、外構工事、車庫、倉庫などの設置、備品設置工事、電化製品の設置、シロアリ駆除等

5 申請方法

裏面「申請から交付までの流れ」を確認の上、必要書類を建築開発課営繕・住宅担当まで持参もしくは郵送してください。

※申請は先着順になります。

※予算が終了次第受付終了になります。

詳しくは、北本市建築開発課 営繕・住宅担当までお問合せください。

電話番号：048-594-5574

申請から交付までの流れ

